

ふなばし市議会だより高齢者等配布業務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふなばし市議会だより高齢者等配布業務実施要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、ふなばし市議会だより高齢者等配布業務（以下「業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務実施日時等)

第2条 要綱第6条第2項に規定する配布実施期間のうち、業務の配布実施日時は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ふなばし市議会だより（以下「市議会だより」という。）の各号における配布開始日等の日程調整については、業務への協力が認められた団体（以下「協力団体」という。）に委ねるものとする。ただし、発行後速やかに配布を開始し、配布開始日が大幅に遅れることは避けること。また、雨天時など気象条件が悪い際の配布はできるだけ避けること。
- (2) 配布時間は原則として午前9時から午後5時までの間とする。ただし、市長と協議の上、時間を調整することができる。

(配布物の納品)

第3条 配布物の納品数、日時及び場所については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 納品数 要綱第7条第3項に規定する覚書に基づき協力団体が配布する地域の世帯数に同じ。
予備の納品は予定していないため、追加が必要となった場合、協力団体は市長へ連絡し、納入日時等について市長と協議のうえ、決定する。
- (2) 納入日時 各号配布開始前日までに、協力団体に配布物を納入する。なお、納入日については市長が定めるものとし、時間等については協力団体と協議のうえ、決定する。
- (3) 納入場所 各号において、船橋市内にある協力団体指定場所に納入する。

(配布条件)

第4条 協力団体は、市議会だよりの配布に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則ポストへの投函とするが、ポストが無い場合、投函が不可能な場合、ポストに入りきらない場合又は雨天により市議会だよりが濡れてしまう可能性がある場合は、ビニール袋に入れた上で、ドアノブにかけるなどして配布すること。なお、ビニール袋は市長から支給するものとする。
- (2) 読者が不快にならないように丁寧に扱い、折り曲げたりせず、ポスト等の奥までしっかり入れること。ただし、ポストの形状によっては市議会だよりが傷まないことを条件にUの字にして、ポストに投函することは可とする。（折り目がつくような折り方は厳禁とする。）また、ポスト等を破損しないよう細心の注意をはらうこと。さらに、置き忘れや紛失等をしないこと。
- (3) 市民又は市長から配布漏れや破損等の苦情があった場合は、原則、配布対象者へ即日連絡及び配付すること。ただし、相手方の理解を得られている場合は翌日以降でも構わない。また、要綱第10条

第2号に規定するとおり対応結果を市長へ報告すること。

- (4) 表示のないポストでも、居住していると判断できる場合は配布し、空き家・空き部屋と判断できる場合には配布しないこと。なお、居住しているかどうかについての判断基準は協力団体に委ねるものとする。
- (5) 管理人の駐在する建物・施設等に配布する際は、必ず管理人の了解を得ること。また、管理人室があり管理人不在の場合も、管理人又は管理会社（以下「管理人等」という。）に連絡をし、了解を得ること。
- (6) マンションなどの集合住宅（以下「集合住宅等」という。）においては集合ポストに個別に配布し、集合住宅等の玄関口等にまとめて置くことはしないこと。ただし、管理人等から指定があった場合を除く。
- (7) 集合住宅等で、立ち入りができないとき、又は管理人等の了解を得られないときなど、各戸のポストに配布できない場合は、市長に所在地・名称等を連絡し、指示を仰ぐこと。
- (8) 受け取り拒否等、配布によりトラブルが発生することが予想される場合及び現実に関起こった場合には、速やかに市長へ所在地・名称等を連絡し、指示を仰ぐこと。

【連絡する際の手順】

- I. 配布できなかった箇所を協力団体が集約し、まとめる。
 - II. 集約した結果を市長へ電話連絡する。
 - III. 要綱第10条第2号に定めるとおり、報告書を作成する。
- (9) 市議会だよりに他のチラシ等を折り込んで配布しないこと。
 - (10) 配布作業中は、交通ルール等を遵守するとともに、市民に親切かつ誠実に対応すること。
 - (11) 配布が終了した世帯は、地図にマーカーなどで落とし込み等を行い、配布状況を把握し、市長からの問い合わせに対応できるようにすること。

（業務時使用資料の保存）

第5条 協力団体は、業務中に使用した資料については、業務終了後から1年間保存し、市長からの問い合わせにいつでも応じられる状態にしておかなければならない。なお、保存形式は問わないものとする。

（その他）

第6条 協力団体は、残った配布物を市長に返却しなければならない。返却方法や日時等については、市長と協力団体で協議して定めるものとする。

2 要綱及びこの要領に定める事項に疑義が生じた場合又は定めのない事案が生じた場合は、その都度市長と協力団体で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年１２月１日から施行する。